

市川市談合情報対応に関する要綱 新旧対照表（令和7年6月1日）

現 行	改 正 後
<p>（情報を得た場合の初期対応）</p> <p>第5条 情報を得た場合において、委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、当面の措置として以下のとおり対応するものとする。</p> <p>（1） 落札者決定前に情報を得た場合</p> <p>担当課長が所属する部の長は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領第12条の2、市川市建設工事等指名競争入札実施要領第11条第2項、市川市建設工事等電子入札実施要領第19条__、市川市業務委託等電子入札実施要領第19条__、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第17条第1項、市川市物品購入一般競争入札実施要領第13条の2 <u>又は市川市物品調達電子入札試行実施要領第16条</u>の規定を適用し、入札の執行を保留することができる。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（事情聴取等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 委員長は、第1項若しくは前項の会議の結果又は第2条第9項ただし書に定める決裁により、事情聴取の必要があると決定されたときは、事務局に事情聴取をするよう指示するものとする。この場合、事務局による事情聴</p>	<p>（情報を得た場合の初期対応）</p> <p>第5条 情報を得た場合において、委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、当面の措置として以下のとおり対応するものとする。</p> <p>（1） 落札者決定前に情報を得た場合</p> <p>担当課長が所属する部の長は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領第12条の2、市川市建設工事等指名競争入札実施要領第11条第2項、市川市建設工事等電子入札実施要領第19条<u>第1項</u>、市川市業務委託等電子入札実施要領第19条<u>第1項</u>、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第17条第1項、市川市物品購入一般競争入札実施要領第13条の2、<u>市川市物品調達等に係る電子入札による一般競争入札実施要領第18条第1項又は市川市物品調達等に係る電子入札による指名競争入札実施要領第15条第2項</u>の規定を適用し、入札の執行を保留することができる。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（事情聴取等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 委員長は、第1項若しくは前項の会議の結果又は第2条第9項ただし書に定める決裁により、事情聴取の必要があると決定されたときは、事務局に事情聴取をするよう指示するものとする。この場合、事務局による事情聴</p>

取のほか、決定の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

(1) 落札者決定前

担当課長が所属する部の長は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領第12条の2、市川市建設工事等指名競争入札実施要領第11条第2項、市川市建設工事等電子入札実施要領第19条__、市川市業務委託等電子入札実施要領第19条__、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第17条第1項、市川市物品購入一般競争入札実施要領第13条の2 又は市川市物品調達電子入札試行実施要領第16条の規定を適用し、入札の執行を取りやめる。

(2) (略)

5～7 (略)

取のほか、決定の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

(1) 落札者決定前

担当課長が所属する部の長は、市川市建設工事等一般競争入札実施要領第12条の2、市川市建設工事等指名競争入札実施要領第11条第2項、市川市建設工事等電子入札実施要領第19条第1項、市川市業務委託等電子入札実施要領第19条第1項、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第17条第1項、市川市物品購入一般競争入札実施要領第13条の2、市川市物品調達等に係る電子入札による一般競争入札実施要領第18条第1項又は市川市物品調達等に係る電子入札による指名競争入札実施要領第15条第2項の規定を適用し、入札の執行を取りやめる。

(2) (略)

5～7 (略)